

第5章 推進体制

～連携をキーワードに～

1 庁内推進体制

知事を本部長とする山梨県男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の実現に向けた施策を円滑かつ効果的に推進するため、部局横断的な情報交換を行い、全庁一体となった取り組みを行います。

また、男女共同参画に対する職員の理解を深め、それぞれの職務を男女共同参画の視点に立って推進するよう研修等を通して意識の啓発に努めます。

さらに、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・地域別にも把握・分析を行い、施策に反映できるように努めます。

なお、男女共同参画の施策の実施状況及び成果目標の進捗状況については、毎年、進行管理を行い、男女共同参画審議会に報告したうえで、年次報告として公表します。

2 多様な主体との連携

(1) 主体間相互における連携

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、県、市町村、男女共同参画推進センター、経済団体、民間企業等が、それぞれの立場から男女共同参画社会の形成に向け、主体的に取り組んでいくとともに、多様な主体が相互に連携・協働して、この計画に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 県とそれぞれの主体との連携

○市町村との連携

地域の実情を踏まえた市町村の施策は、男女共同参画の推進に大きな影響力を持つことから、市町村との連携を強化し、より効果的・効率的な施策の展開を図ります。

○男女共同参画推進センターとの連携

地域における男女共同参画の推進の重要拠点である男女共同参画推進センターとの連携を強化し、地域における様々な課題解決に向けた実践的な活動やネットワークづくりを支援していきます。

○経済団体、民間企業等との連携

女性の活躍推進に向けて、社会全体で取り組みを進めていくべき仕事と家庭の両立等の課題に関して、経済団体や民間企業等との連携を緊密にし、施策の推進を図ります。

○関係団体、NPO等との連携

男女共同参画社会の実現に向け活動している関係団体、NPO、NGO等の民間団体と積極的に連携・協働し、情報提供・共有、人材活用、ネットワークの構築等を図ります。

○教育機関等との連携

男女共同参画についての県民の理解を深めるためには、教育、学習の充実を図る必要があることから、学校、大学、生涯学習センターなどの教育機関等と連携した取り組みを行います。

